令和９年度

# 庄原市



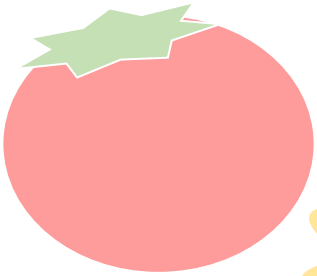


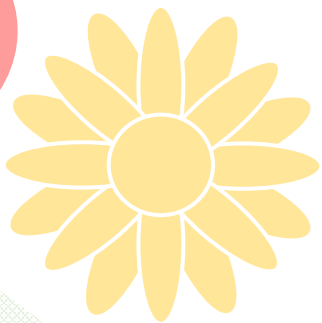




## 新規就農研修生
## 募集パンフレット







庄原市農業振興対策調整会議

（事務局：庄原市産業振興部農業振興課）

## 研修目的

庄原市では、市内で独立就農を志す青年等が、就農の形態に応じて必要とする知識や技術を習得できるよう研修生を募集します。

≪令和9年度≫

## 募集人数

1. 営農実践研修（キク）　1名程度（庄原市東城町のキク農家で研修）

## 研修内容等

1. 営農実践研修：市内先進農家において実施する技能研修
   （1）研修期間：研修開始日から最長2年間
   （2）研修時間：原則午前8時から午後5時まで（昼休憩1時間を含む）
   ※但し、土日祝日は除く
   （3）費　　用：研修受講料は無料
   但し、交通費、食費、資格取得経費、傷害保険料等の研修に必要な経費は研修生負担

## 応募要件（次のすべての要件を満たす方が対象です。）

1. 研修開始時の満年齢が 18 歳以上、43 歳以下の者
2. 研修終了1年以内に、庄原市内において独立就農を目指す意欲を持つ者
3. 庄原市内の通作が可能な場所に居住すること
4. 就農に必要な費用を用意できる者
5. 地域の生産者等が組織する部会活動及び地域活動に積極的に参加する者

## 募集期間

令和8年 11 月 10 日（火）～ 令和8年 11 月 30 日（月）

## 選考方法

庄原市及び関係機関で組織する庄原市新規就農研修生選考委員会で書類審査、面談を行い、研修生を決定します。なお、面談に係る日程等は個別にご連絡いたします。

## 提出書類

次の1及び2の書類に必要事項を記載し、郵送してください。

1. 庄原市新規就農研修申込書（別紙様式第1号）
2. 個人情報利用同意書

## 提出先

宛先：〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目 10 番1号
庄原市産業振興部農業振興課農畜産振興係
電話：0824-73-1227 Fax：0824-72-3322
e-mail：shinko@city.shobara.lg.jp

## 研修の概要と就農までの予定

### 1．研修スケジュール（例）

※記載は例です。受入先や研修開始時期によって内容は異なります。

| 初年度 | | | | 次年度 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 研修１年目 | | | | 研修２年目 | | 就農１年目 | |
| ４～６月 | ７～９月 | 10～12月 | １～３月 | ４～６月 | ７～９月 | 10～12月 | １～３月 |
| 講義・演習<br>（農業基礎・栽培管理・土壌肥料・病害虫防除・鳥獣害対策・農業 経営・農業簿記・販売流通等） | | | | | | | |
| 実習・見学<br>（受入経営体実習・市場等視察・量販店視察・各種セミナー参加） | | | | | | | |
| | 就農準備<br>（営農計画作成） | | | | | | 営農開始 |
| | | 就農準備<br>（農地探し） | | | | | |
| | | | 就農準備<br>（融資や事業活用の相談や調整等） | | | 就農準備<br>（施設建設<br>機械導入） | |

### 支援体制（イメージ）



地域の農業関係団体が研修生の受入や就農相談、就農後のアドバイス等を行います。



研修受入

就農相談

最長２年間，国の支援制度を活用できます。

※研修開始時に43歳以下の方に限る



研修生

研修・就農相談

研修・就農支援

連携

就農

栽培技術支援
アドバイス・フォロー

技術相談



新規就農者

施設や機械の取得に対し，市や国の補助制度を活用できます。
最長３年間，国の支援制度を活用できます。

※就農時に45歳以下の方に限る

経営・栽培技術相談

経営・栽培技術支援
アドバイス・フォロー

連携

**自治振興区連絡協議会**
空き家・空き農地の情報を提供します。

**ＪＡひろしま北部ｱｸﾞﾘｾﾝﾀｰ，東部ｱｸﾞﾘｾﾝﾀｰ**
栽培に関する助言はもちろん，責任をもって商品を販売します。

**庄原市高野支所，東城支所（市）**
関係機関と連携し，支援制度の活用や住居・農地の確保などを支援します。

**北部農林水産事務所（県）**
関係機関と連携し，研修中や就農後の支援制度の活用等を支援します。

**北部農業技術指導所（県）**
就農時の営農計画作成や，就農後の技術習得などを支援します。

## 研修に係る基本事項

### 1．研修期間中の諸条件

（1） 研修受講料は無料とします。

（2） 生活費用や研修場所への交通費等は、研修生負担とします。

### 2．災害補償

（1） 研修生は原則、傷害保険と賠償責任共済に加入するものとします。

（2） 研修生が、研修中の事故により怪我等を負った場合は、傷害保険による保険金の範囲内で補償を受けることになります。
また、研修生が研修受入経営体等第三者に損害を与えた場合は、賠償責任共済により補償します。

### 3．研修時間

研修時間は月曜日から金曜日（祝祭日除く）の8時～17 時、休日は土日祝祭日としますが、作物の生育や収穫状況及び研修過程等により、研修時間の変更や延長、休日に研修を実施することがあります。休日に研修を実施した場合は、休日を変更することで対応しますので、事前に受入先と協議を行ってください。

### 4．遵守事項

研修生は、本研修制度の趣旨を理解の上、常に誠実かつ積極的な態度や姿勢で研修に臨むことが必要です。また、研修受入経営体、研修講師、関係機関の担当者、地域農業関係団体及び地域住民等とは、頻繁にコミュニケーションを取り、良好な関係を築くことを心掛けてください。

問合せ先

# 庄原市農業振興対策調整会議

## 事務局　庄原市産業振興部農業振興課

（総合窓口及び就農に関すること等）


住　所：〒727-8501 広島県庄原市中本町1丁目10-1

電　話：0824-73-1227　　FAX：0824-72-3322

e-mail：shinko@city.shobara.lg.jp


（構成メンバー）

ひろしま農業協同組合庄原地域本部　住所：〒727-0013 庄原市西本町2-14-1
（研修内容に関すること等）　電話：0824-72-5654

広島県北部農林水産事務所　住所：〒727−0011 庄原市東本町 1-4-1
（補助事業に関すること等）　電話：0824-72-2015

広島県北部農業技術指導所　住所：〒728−0013 三次市十日市東 4-6-1
（栽培技術に関すること等）　電話：0824-63-5202

**≪庄原市役所へのアクセス≫**

庄原 IC 下車後，信号機（庄原 IC）を左折して国道 432 号線に入り，北方面へ直進して，県道 231 号線に入り，さらに北方面（ＪＲ備後庄原駅方面）へ直進すれば，左に庄原市役所本庁舎が見えてきます。

すぐの信号機（庄原市役所）を左折すれば庄原市役所の駐車場に到着することができます。

